

入札監理小委員会における審議の結果報告 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業

特許庁の商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成28年4月から平成31年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

- ・ 民間競争入札は2期目であり、これまで公益法人の一者応札が継続
- ・ 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成1件当たりの単価契約

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要である。

【対応】

早期審査対象案件の一月当たりの発注上限を50件から20件程度に引き下げることと人員確保の条件を緩和することを検討していたが、平成27年度の実績を勘案して、引き下げは行わないこととした。（9頁）

（平成27年度事業実績：9月までの6月で196件）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

競争性の改善に向けたその他の取組について

【対応】

- ・ 入札参加グループによる入札を可能とする（11頁）

【論点】

従来の実施状況に関する情報の開示について、実施経費や実施に要した施設及び設備についてもう少し詳細に記載できないか。

【対応】

- ・ 実施経費については、サーチレポート納入件数を明確にした。（別紙10 1頁）
- ・ 従来の実施に要した施設及び設備については、機器の台数（専用・共用の別）や書棚の本数等について追記した。（別紙10 1頁）

3. 意見募集結果等について

平成27年10月2日から11月2日の間意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは特許庁に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上